

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

代執行費用の徴収手続③

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント
前回に引き続き、代執行費用の徴収手続について解説します。

④ 行政代執行関係書類の送達

(1) 書類送達の基本

ここで、行政代執行関係書類の送達について、確認しておきましょう。措置命令、改善命令、戒告や代執行令書などの処分が効力を生ずるためには、原則として、行政庁の意思表示の内容が記載された書類が受領能力を有する相手方に送達される必要があります（民法第97条第1項）。

【民法】

(意思表示の効力発生時期等)

第97条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その

通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を発した後死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

ただし、意思表示の到達によってその効力が生じても、相手方が「受領能力」を有しない未成年者、成年被後見人などの場合には、その意思表示をもってその相手方に對抗することはできません（民法第98条の2）。

なお、受領能力がない者が意思表示を受け取っても、表意者は意思表示の効力を對抗できませんが、その法定代理人が当該意思表示を知った後は、意思表示を對抗できます（民法第98条の2ただし書）。例えば、命令書が受領能力のない未成年者宛てに送付された場合であっても、その法定代理人である親権者が未成年者と同居し、内容を了知し得る状態にあれば、その送達は対抗し得るということになります。

【民法】

(意思表示の受領能力)

第98条の2 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

(1) 相手方の法定代理人
 (2) 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

郵便物の受領拒否や書留郵便などの一定期間の留置に伴い意思表示の効力が争われる可能性もあります。そのような場合が想定されるのであれば、郵送に併せて職員が送達を受けるべき者の住所又は居所に赴いて交付送達(≪直接手渡による交付≫)を行うことが望ましいと言えます。この場合、後日の紛争に備えて、交付送達に当たっては複数の職員で対応し、当該交付した事実についての報告を公文書として作成し、保管しておく必要があります。

他方、相手方の受領拒否や不在の場合には、交付送達できません。そこで、職員が送達を受ける者の住所又は居所に赴いて郵便受けに

入れる、あるいは、玄関先に差し置くなどして差置送達を行います。この場合、後日の紛争に備えて、複数の職員で訪問し、差し置く様子の撮影を行い、その事実についての報告を公文書として作成し、保管しておくことが肝要です。

右に対し、相手方の住所、居所が不明の場合、どのように対応すべきでしょうか。この場合において、略式代執行の規定や法令に特別の定めがあるときには、それに従います。

【公示送達を定める法律の規定の例ー行政手続法】

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

措置命令、改善命令、戒告、代執行令書の送達などについては、こうした特別の規定がないため、民法第98条に定める公示送達によることとなります。なお、公示送達の手続は、難しいものではなく、専門家に依頼しなくても自治体職員のみで対応することも可能です。⁹⁾

【民事訴訟法】

(公示送達の要件)

- 第110条 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。
- (1) 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- (2) 第107条第1項の規定により送達をすることができない場合
- (3) 外国においてすべき送達について、第108条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるとき
- (4) 第108条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を發した後6月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。
- 3 同一の当事者に対する2回目以降の公示送達は、職権とする。ただし、第1項第4号に掲げる場合は、この限りでない。
- (公示送達の方法)
- 第111条 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達

を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(公示送達の効力発生時期)

- 第112条 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第110条第3項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。
- 2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、6週間とする。
- 3 前2項の期間は、短縮することができない。
- (公示送達による意思表示の到達)
- 第113条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達がされた書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第111条の規定による掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合において、民法第98条第3項ただし書の規定を準用する。

(2) 書類送達の例外その1—納付命令など費用徴収手続に係る書類送達(滞納処分に係るものを含む)

納付命令などの代執行費用の徴収に係る書類(滞納処分に係るものを含む)の送達に関しては、地方自治法第231条の3第4項の定めるところにより、地方税法第20条の規定が準用されます。その結果、通常の扱いによる郵便であっても、通常到達すべきであった時に送達があつたものと推定されます(地税法第20条第4項)。

【地方自治法第231条の3】

4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

【地方税法】

(書類の送達)

第20条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)又は還

付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができない。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4 通常の取扱いによる郵便又は信書便により第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（第20条の5の3

及び第22条の5において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

次に、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合についてです。この場合には、その送達に代えて公示送達をすることができます（自治法第231条の3第4項に定めるところにより準用される地税法第20条の2）¹⁰。

【地方税法】

（公示送達）

第20条の2 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(3) 書類送達の例外その2―相続人に対する納付命令など費用徴収手続（滞納処分に係るものを除く）に係る書類送達

納付義務者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の自治体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができます。この指定を行った相続人はその旨を自治体の長に届け出る義務があります（自治法第231条の3第4項により準用される地税法第9条の2第1項）。

他方、全ての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に地方税法第9条の2第1項後段の届出がないときは、自治体の長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができます。この場合において、当該指定をした長は、その旨を相続人に通知し

なければなりません（地税法第9条の2第2項）。

なお、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした納付命令、督促など自治体の徴収金の賦課徴収（滞納処分も含む）及び還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、全ての相続人に対してされたものとみなされます（自治法第231条の3第4項により準用される地税法第9条の2第4項）。この規定は、被相続人の死亡を知らないでした場合の特則なので、被相続人の死亡が判明している場合には、原則に戻って全相続人に送達する必要があります。

【地方自治法第231条の3】

4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

【地方税法】

（相続人からの徴収の手続）
第9条の2 納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第13条を除く。）においては、第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保

証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2 地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができ、この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の地方団体の徴収金につき、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収又は還付に関する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該被相続人の地方

団体の徴収金につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

注

(9) 公示送達の事務手続については、園部厚『書式 意思表示の公示送達・公示催告・証拠保全の実務（第7版）』（民事法研究会、2018）が参考になる。

(10) 同条に定める公示送達は、その方法、効果発生の時期などについて民法及び民事訴訟法に定める内容と異なる。